



鳥取県公報

平成 23 年 3 月 25 日 (金)
号外第 31 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 (25) (人事企画課) 4
	鳥取県建築士法施行細則の一部を改正する規則 (26) (住宅政策課) 13
	鳥取県しっかり守る農林基盤交付金交付規則の一部を改正する規則 (27) (農地・水保全課) 18

==== 公布された規則のあらまし ====

職員の退職手当の支給に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

研究職における職位と職務の級の位置付けを明確にするため、研究職給料表及び研究職給料表級別標準職務表を改定したことに伴う所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 研究職給料表及び研究職給料表級別標準職務表の改定に伴い、退職手当の調整額の算定に係る職員の区分を定めた規定について所要の改正を行う。
- (2) 施行期日は、平成23年4月1日とする。

鳥取県建築士法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

2級建築士免許証及び木造建築士免許証をICチップを内蔵した顔写真入りプラスチック携帯型免許証に変更することに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 免許申請書、免許証書換交付申請書及び免許証明書書換交付申請書並びに免許証再交付申請書及び免許証明書再交付申請書に免許証等用写真を貼付することとする。
- (2) 免許申請書の書式及び免許証の書式を改める。
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成23年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県しっかり守る農林基盤交付金交付規則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 県内市町村が実施する農林業生産基盤の整備等に係る事業に対して県が交付する交付金（以下「本交付金」という。）の交付率を対象経費の2分の1以内としているが、当該事業の実施主体である市町村の負担率によっては受益者の負担の軽減に繋がらない場合もあるため、当該交付金の交付率に要件を付加する。
- (2) 市町村が裁量を拡げて執行できるよう、最低保証額の総額を改める。
- (3) 本交付金の精算払について、事務処理の軽減を図るため、市町村長からの支払の請求は行わないこととする。

2 規則の概要

- (1) 本交付金の額の算定に当たって、次に掲げる場合は、それぞれ対象経費の額から受益者が負担する額を除いた額に2分の1を乗じて得た額以内とする要件を付加する。
 - ア 対象経費の額のうち、市町村が負担する額の占める割合が、鳥取県市町村交付金条例の一部を改正する条例（平成21年鳥取県条例第18号）による改正前の鳥取県市町村交付金条例による交付金の交付を受けて実施した対象事業（以下「市町村交付金事業」という。）に係る対象経費の額のうち、市町村が負担した額の占める割合未満の場合
 - イ 市町村交付金事業を実施しなかった場合であって、対象経費の額のうち、受益者が負担する額の占める割合が2割を超えるとき。
- (2) 最低保証額の決定の要件のうち、予算で定める本交付金の総額に乘じる割合を10分の9（現行 10分の8）に改める。
- (3) 本交付金の精算払について、市町村長からの支払の請求は行わないこととする。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日等

- ア 施行期日は、公布日とする(4)の一部を除き、平成23年4月1日とする。
- イ 所要の経過措置を講ずる。

規 則

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第25号

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

第1条 職員の退職手当の支給に関する規則（昭和51年鳥取県規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（職員の区分）</p> <p>第3条の6 退職した者は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとに、<u>その者の基礎在職期間に含まれる時期の別により定める別表アからウまでの職員の給料表の欄に掲げるその者の適用を受けていた給与条例、任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号）及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号）に規定する給料表並びにその属する職務の級に対応する別表アからウまでの区分の欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。</u>この場合において、その者が同一の月において<u>これらの表の職員の給料表の欄に掲げる2以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、これらの区分のそれぞれに対応するこれらの表の区分の欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。</u></p> <p>2及び3 略</p>	<p>（職員の区分）</p> <p>第3条の6 退職した者は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとに、<u>別表の職員の給料表の欄に掲げるその者の適用を受けていた給料表及びその属する職務の級に対応する同表の区分の欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。</u>この場合において、その者が同一の月において<u>同表の職員の給料表の欄に掲げる2以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、これらの区分のそれぞれに対応する同表の区分の欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。</u></p> <p>2及び3 略</p>

第2条 職員の退職手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条の6関係）

ア 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

区 分	調 整 月 額	職員の給料表											
		行政職 給料表	公安職 給料表	教育職 給料表 (1)	教育職 給料表 (2)	研究職 給料表	医療職 給料表 (1)	医療職 給料表 (2)	医療職 給料表 (3)	海事職 給料表	任期付 職員の 採用等 に関する 条例	任期付 研究員 の採用 等に関 する条 例	任期付 研究員 の採用 等に関 する条 例

											第7条第1項の給料表	例第6条第1項の給料表	例第6条第2項の給料表
第1号	円 50,000	11級									6号給	5号給	
第2号	45,850	10級	10級	4級 (役職加算が100分の20である者が属する場合に限る。)	4級 (役職加算が100分の20である者が属する場合に限る。)	5級 (役職加算が100分の20である者(第1号の項に掲げる者を除く。)が属する場合に限る。)	4級 (役職加算が100分の20である者(第1号の項に掲げる者を除く。)が属する場合に限る。)				5号給		
第3号	41,700	9級	9級	4級 (管理職手当支給区分が3種又は4種の職を占める者(第2号の項に掲げる者を除く。)が属する場合に限る。)	4級 (管理職手当支給区分が3種又は4種の職を占める者(第2号の項に掲げる者を除く。)が属する場合に限る。)	5級 (役職加算が100分の15である者で、かつ、管理職手当支給区分が3種の職を占めるものが属する場合に限る。)	4級 (第1号の項及び第2号の項に掲げる者以外の者が属する場合に限る。)		7級		4号給	4号給	
第4号	33,350	8級	8級	4級 (第2号の項及び第3号の項に掲げる者以外の者が属する場合に限る。)	4級 (第2号の項及び第3号の項に掲げる者以外の者が属する場合に限る。)	5級 (役職加算が100分の15である者(第3号の項に掲げる者	3級	7級又は6級	6級	5級	3号給	3号給	

				合に限る。)	合に限る。)	を 除く。)が属する場合に限る。)							
第5号	25,000	7級	7級	3級(管理職手当支給区分が4種又は5種の職を占める者が属する場合に限る。)	3級(管理職手当支給区分が4種又は5種の職を占める者が属する場合に限る。)	4級	2級(管理職手当支給区分が6種の職を占める者が属する場合に限る。)	5級(管理職手当支給区分が5種の職を占める者が属する場合に限る。)	5級	4級(知事が別に定める者が属する場合に限る。)	2号給又は1号給	2号給	
第6号	20,850	6級	6級	3級(第5号の項に掲げる者以外の者が属する場合に限る。)、特2級又は2級(経歴年数30年以上(大学4卒)である者が属する場合に限る。)	3級(第5号の項に掲げる者以外の者が属する場合に限る。)、特2級又は2級(経歴年数30年以上(大学4卒)である者が属する場合に限る。)	3級	2級(第5号の項に掲げる者以外の者が属する場合に限る。)	5級(第5号の項に掲げる者以外の者が属する場合に限る。)	4級	4級(第5号の項に掲げる者以外の者が属する場合に限る。)		1号給	
第7号	16,700	5級又は4級	5級又は4級	2級(経歴年数12年以上30年未満(大学4卒)である者が属する場合に限る。)	2級(経歴年数12年以上30年未満(大学4卒)である者が属する場合に限る。)	2級(知事が別に定める者が属する場合に限る。)	1級(知事が別に定める者が属する場合に限る。)	4級、3級又は2級(知事が別に定める者が属する場合に限る。)	3級(役職加算が100分のある者が属する場合に限る。)	3級			3号給、2号給又は1号給
第8号	0	3級、2級又は1級	3級、2級又は1級	2級(第6号の項及び第7号の項に掲	2級(第6号の項及び第7号の項に掲	2級(第7号の項に掲げる者以外	1級(第7号の項に掲げる者以外	2級(第7号の項に掲げる者以外	3級(第7号の項に掲げる者以外	2級又は1級			

				げる者以外の者が属する場合に限る。)又は1級	げる者以外の者が属する場合に限る。)又は1級	が属する場合に限る。)又は1級	が属する場合に限る。)	が属する場合に限る。)又は1級	が属する場合に限る。)	が属する場合に限る。)			
--	--	--	--	------------------------	------------------------	-----------------	-------------	-----------------	-------------	-------------	--	--	--

備考 この表において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- 1 役職加算 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第4号）別表第1の加算割合をいう。
- 2 管理職手当支給区分 管理職手当に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号）の規定による管理職手当に係る区分をいう。
- 3 経験年数 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号）第2条第4号に規定する経験年数をいう。

イ 平成18年4月1日から平成23年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

区分	調整月額	職員の給料表											
		行政職給料表	公安職給料表	教育職給料表(1)	教育職給料表(2)	研究職給料表	医療職給料表(1)	医療職給料表(2)	医療職給料表(3)	海事職給料表	任期付職員の採用等に関する条例第7条第1項の給料表	任期付研究員の採用等に関する条例第6条第1項の給料表	任期付研究員の採用等に関する条例第6条第2項の給料表
第1号	円 50,000	9級				5級 (役職加算が100分の20である者で、かつ、管理職手当支給区分が1種の職を占めるものが属する場合に限る。)	4級 (役職加算が100分の20である者で、かつ、管理職手当支給区分が1種の職を占めるものが属する場合に限る。)				6号給	5号給	
第2号	45,850	8級	9級	4級 (役職加算が100分の20である者が属する場合に限る。)	4級 (役職加算が100分の20である者が属する場合に限る。)	5級 (役職加算が100分の20である者(第1号の項に掲げる者を除く。)が属す	4級 (役職加算が100分の20である者(第1号の項に掲げる者を除く。)が属す				5号給		

第3号	41,700	7級	8級	4級 (管理職手当支給区分が3種又は4種の職を占める者(第2号の項に掲げる者を除く。)が属する場合に限る。)	4級 (管理職手当支給区分が3種又は4種の職を占める者(第2号の項に掲げる者を除く。)が属する場合に限る。)	5級 (役職加算が100分の15である者で、かつ、管理職手当支給区分が3種の職を占める者)が属する場合に限る。)	4級 (第1号の項及び第2号の項に掲げる者以外の者が属する場合に限る。)		7級		4号給	4号給
第4号	33,350	6級	7級	4級 (第2号の項及び第3号の項に掲げる者以外の者が属する場合に限る。)	4級 (第2号の項及び第3号の項に掲げる者以外の者が属する場合に限る。)	5級 (役職加算が100分の15である者(第3号の項に掲げる者を除く。)が属する場合に限る。)	3級	7級又は6級	6級	5級	3号給	3号給
第5号	25,000	5級	6級	3級 (管理職手当支給区分が4種又は5種の職を占める者が属する場合に限る。)	3級 (管理職手当支給区分が4種又は5種の職を占める者が属する場合に限る。)	4級	2級 (管理職手当支給区分が6種の職を占める者が属する場合に限る。)	5級 (管理職手当支給区分が5種の職を占める者が属する場合に限る。)	5級	4級 (知事が別に定める者が属する場合に限る。)	2号給又は1号給	2号給
第6号	20,850	4級	5級	3級 (第5号の項に掲げる者以外の者が属する場合に限る。)、特2級又は2級 (経験年数30年以上)	3級 (第5号の項に掲げる者以外の者が属する場合に限る。)、特2級又は2級 (経験年数30年以上)	3級	2級 (第5号の項に掲げる者以外の者が属する場合に限る。)	5級 (第5号の項に掲げる者以外の者が属する場合に限る。)	4級	4級 (第5号の項に掲げる者以外の者が属する場合に限る。)		1号給

第7号	16,700	3級	4級	(大学4卒)である者が属する場合に限る。)	(大学4卒)である者が属する場合に限る。)	2級(知事が別に定める者が属する場合に限る。)	1級(知事が別に定める者が属する場合に限る。)	4級、3級又は2級(知事が別に定める者が属する場合に限る。)	3級(役職加算が100分の5である者が属する場合に限る。)	3級			3号給、2号給又は1号給
第8号	0	2級又は1級	3級、2級又は1級	2級(第6号の項及び第7号の項に掲げる者以外の者が属する場合に限る。)	2級(第6号の項及び第7号の項に掲げる者以外の者が属する場合に限る。)	2級(第7号の項に掲げる者以外の者が属する場合に限る。)	1級(第7号の項に掲げる者以外の者が属する場合に限る。)	2級(第7号の項に掲げる者以外の者が属する場合に限る。)	3級(第7号の項に掲げる者以外の者が属する場合に限る。)	2級又は1級			

備考 この表において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- 1 役職加算 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則別表第1の加算割合をいう。
- 2 管理職手当支給区分 管理職手当に関する規則の規定による管理職手当に係る区分をいう。
- 3 経験年数 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第2条第4号に規定する経験年数をいう。

ウ 平成23年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

区分	調整月額	職員の給料表											
		行政職給料表	公安職給料表	教育職給料表(1)	教育職給料表(2)	研究職給料表	医療職給料表(1)	医療職給料表(2)	医療職給料表(3)	海事職給料表	任期付職員の採用等に関する条例第7条第1項の給料表	任期付研究員の採用等に関する条例第6条第1項の給料表	任期付研究員の採用等に関する条例第6条第2項の給料表
第	円	9級					4級					6号給	5号給

1号	50,000						(役職加算が100分の20である者で、かつ、管理職手当支給区分が1種の職を占めるものが属する場合に限る。)						
第2号	45,850	8級	9級	4級 (役職加算が100分の20である者が属する場合に限る。)	4級 (役職加算が100分の20である者が属する場合に限る。)	5級 (知事が別に定める者が属する場合に限る。)	4級 (役職加算が100分の20である者(第1号の項に掲げる者を除く。)が属する場合に限る。)				5号給		
第3号	41,700	7級	8級	4級 (管理職手当支給区分が3種又は4種の職を占める者(第2号の項に掲げる者を除く。)が属する場合に限る。)	4級 (管理職手当支給区分が3種又は4種の職を占める者(第2号の項に掲げる者を除く。)が属する場合に限る。)	5級 (第2号の項に掲げる者以外の者が属する場合に限る。)	4級 (第1号の項及び第2号の項に掲げる者以外の者が属する場合に限る。)	7級	7級		4号給	4号給	
第4号	33,350	6級	7級	4級 (第2号の項及び第3号の項に掲げる者以外の者が属する場合に限る。)	4級 (第2号の項及び第3号の項に掲げる者以外の者が属する場合に限る。)	4級	3級	6級	6級	5級	3号給	3号給	
第5号	25,000	5級	6級	3級 (管理職手当)	3級 (管理職手当)	3級 (知事が別に)	2級 (管理職手当)	5級 (知事が別に)	5級	4級 (知事が別に)	2号給又は1号給	2号給	

				支給区分が特4種又は5種の職を占める者が属する場合に限る。)	支給区分が特4種又は5種の職を占める者が属する場合に限る。)	定める者が属する場合に限る。)	支給区分が6種の職を占める者が属する場合に限る。)	定める者が属する場合に限る。)		定める者が属する場合に限る。)		
第6号	20,850	4級	5級	3級(第5号の項に掲げる者以外の者が属する場合に限る。)、特2級又は2級(経験年数30年以上(大学4卒)である者が属する場合に限る。)	3級(第5号の項に掲げる者以外の者が属する場合に限る。)、特2級又は2級(経験年数30年以上(大学4卒)である者が属する場合に限る。)	3級(第5号の項に掲げる者以外の者が属する場合に限る。)	2級(第5号の項に掲げる者以外の者が属する場合に限る。)	5級(第5号の項に掲げる者以外の者が属する場合に限る。)	4級	4級(第5号の項に掲げる者以外の者が属する場合に限る。)		1号給
第7号	16,700	3級	4級	2級(経験年数12年以上30年未満(大学4卒)である者が属する場合に限る。)	2級(経験年数12年以上30年未満(大学4卒)である者が属する場合に限る。)	2級	1級(知事が別に定める者が属する場合に限る。)	4級又は3級	3級(役職加算が100分の5である者が属する場合に限る。)	3級		3号給、2号給又は1号給
第8号	0	2級又は1級	3級、2級又は1級	2級(第6号の項及び第7号の項に掲げる者以外の者が属する場合に限る。)	2級(第6号の項及び第7号の項に掲げる者以外の者が属する場合に限る。)	1級	1級(第7号の項に掲げる者以外の者が属する場合に限る。)	2級又は1級	3級(第7号の項に掲げる者以外の者が属する場合に限る。)	2級又は1級		

									外の者が属する場合に限る。)又は1級				
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------------	--	--	--	--

備考 この表において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- 1 役職加算 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則別表第1の加算割合をいう。
- 2 管理職手当支給区分 管理職手当に関する規則の規定による管理職手当に係る区分をいう。
- 3 経験年数 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第2条第4号に規定する経験年数をいう。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

鳥取県建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第26号

鳥取県建築士法施行細則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県建築士法施行細則（昭和25年鳥取県規則第85号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下この条において「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（免許の申請）</p> <p>第1条 略</p> <p><u>2 前項の免許申請書には、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ4.5センチメートル、横の長さ3.5センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（以下「免許証等用写真」という。）を貼付しなければならない。</u></p> <p><u>3 第1項の場合において、法第4条第3項の規定によって2級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は第1項の免許申請書に外国の建築士免許証の写しを添えなければならない。</u></p>	<p>（免許の申請）</p> <p>第1条 略</p> <p>2 前項の場合において、法第4条第3項の規定によって2級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は前項の免許申請書に外国の建築士免許証の写しを添えなければならない。</p>
<p>（登録事項の変更）</p> <p>第5条 2級建築士又は木造建築士は、第3条第2号に掲げる登録事項に変更を生じた場合においては、その変更を生じた日から30日以内に前条の届出を行うとともに、免許証又は2級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書（以下「免許証明書」と総称する。）を添え、<u>免許証等用写真を貼付した免許証書換交付申請書を所管総合事務所の長を経由して知事に提出しなければならない。</u></p> <p>2 略</p>	<p>（登録事項の変更）</p> <p>第5条 2級建築士又は木造建築士は、第3条第2号に掲げる登録事項に変更を生じた場合においては、その変更を生じた日から30日以内に前条の届出を行うとともに、免許証又は2級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書（以下「免許証明書」と総称する。）を添え、<u>免許証書換交付申請書を所管総合事務所の長を経由して知事に提出しなければならない。</u></p> <p>2 略</p>
<p>（再交付の申請）</p>	<p>（再交付の申請）</p>

<p>第6条 2級建築士又は木造建築士は、免許証又は免許証明書（以下「免許証等」という。）を汚損し、又は失った場合においては、遅滞なく、<u>免許証等用写真を貼付した免許証再交付申請書</u>にその事由を記載し、汚損した場合にあってはその免許証等を添え、所管総合事務所の長を経由してこれを知事に提出しなければならない。</p>	<p>第6条 2級建築士又は木造建築士は、免許証又は免許証明書（以下「免許証等」という。）を汚損し、又は失った場合においては、遅滞なく免許証再交付申請書にその事由を記載し、汚損した場合にあってはその免許証等を添え、所管総合事務所の長を経由してこれを知事に提出しなければならない。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>（免許の申請）</p>	<p>（免許の申請）</p>
<p>第10条の7 法第4条第2項又は第3項の規定によって2級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、<u>免許証等用写真を貼付した2級建築士免許申請書</u>又は木造建築士免許申請書に戸籍謄本又は戸籍抄本を添え、これを鳥取県指定登録機関に提出しなければならない。</p>	<p>第10条の7 法第4条第2項又は第3項の規定によって2級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、2級建築士免許申請書又は木造建築士免許申請書に戸籍謄本又は戸籍抄本を添え、これを鳥取県指定登録機関に提出しなければならない。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>（登録事項の変更）</p>	<p>（登録事項の変更）</p>
<p>第10条の10 2級建築士又は木造建築士は、第3条第2号に掲げる登録事項に変更を生じた場合においては、その変更を生じた日から30日以内に前条の届出を行うとともに、免許証等を添え、<u>免許証等用写真を貼付した免許証明書書換交付申請書</u>を鳥取県指定登録機関に提出しなければならない。</p>	<p>第10条の10 2級建築士又は木造建築士は、第3条第2号に掲げる登録事項に変更を生じた場合においては、その変更を生じた日から30日以内に前条の届出を行うとともに、免許証等を添え、<u>免許証明書書換交付申請書</u>を鳥取県指定登録機関に提出しなければならない。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>（再交付の申請）</p>	<p>（再交付の申請）</p>
<p>第10条の11 2級建築士又は木造建築士は、免許証等を汚損し、又は失った場合においては、遅滞なく、<u>免許証等用写真を貼付した免許証明書再交付申請書</u>にその事由を記載し、汚損した場合にあってはその免許証等を添え、これを鳥取県指定登録機関に提出しなければならない。</p>	<p>第10条の11 2級建築士又は木造建築士は、免許証等を汚損し、又は失った場合においては、遅滞なく免許証明書再交付申請書にその事由を記載し、汚損した場合にあってはその免許証等を添え、これを鳥取県指定登録機関に提出しなければならない。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>

第2条 鳥取県建築士法施行細則の一部を次のように改正する。

第1号書式を次のように改める。

第1号書式（第1条関係）

<p>2 級 建 築 士 免 許 申 請 書 木 造</p>	<p>鳥取県収入証紙貼付欄</p>
------------------------------------	-------------------

消印しないでください。

私は、^{2級} 建築士の免許を受けたいので戸籍謄本（抄本）を添えて申請します。
木造

私は、下記事項が真実で、かつ、正確であることを誓います。

年 月 日

氏名.....^印

鳥取県知事 様

ふりがな 氏 名	生年 月 日		年 月 日		写真貼付欄 縦4.5cm、横3.5cmの写 真の裏面に氏名及び撮影 年月日を記入してのりで 貼り付けてください。
本籍地の都 道府県名					
現 住 所	〒				
試 験	合格証書 日 付	年 月 日	合格証書 番 号	第	号
	合格証書日付等が不 明の場合	2級 建築士試験に合格した時期 木造		昭和	年 平成
外国の建築士免 許を受けた場合	免許の名称	免許者	免許の年月日 年 月 日		
欠 格 事 由	1 後見開始又は保佐開始の審判を受けていますか。 いる いない				
	2 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により1級建築士、2級建築士又は木造建 築士の免許を取り消されたことがありますか。 ある ない 取り消されたことがあるときは、その年月日 年 月 日				
	3 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。 ある ない あるときはその罪及び刑				
	あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日 年 月 日				
	4 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがあ りますか。 ある ない あるときはその罪及び刑				
あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日 年 月 日					
5 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に建築士法第9 条第1項第1号の規定により1級建築士、2級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことが あります。 ある ない あるときは、その業務の停止の期間 年 月 日から 年 月 日まで					
審査			經由庁記載欄 (責任者職氏名) 印		
登録番号	登録年月日	年 月 日	受付番号		

注1 不要な文字は、消してください。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番としてください。

3 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

4 数字は算用数字を用いてください。

5 貼付した写真は免許証に転写されますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。



6 のある欄は該当する の中にレ印を付けてください。

7 欄は記入しないでください。

第2号書式を次のように改める。

第2号書式（第2条関係）

（表）

<p style="text-align: center;">2級 木造 建築士免許証</p> <p>（氏名）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <p>2級 木造 建築士登録番号</p> <p style="text-align: right;">第 号</p> <p>2級 木造 建築士登録年月日</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>建築士法（昭和25年法律第202号）により 2級 木造 建築士の免許を与えたことを 証する。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">鳥取県知事</p>	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">  </div> <p>写真</p>
	

備考

- 1 用紙の大きさは、縦5.4センチメートル、横8.5センチメートルとする。
- 2 写真の大きさは、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルとする。

（裏）

講習受講履歴		
講習の種別	修了年月日	修了証番号

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の前日にされた2級建築士又は木造建築士の免許の申請に係る2級建築士又は木造建築士の免許証（以下「免許証」という。）の交付、同日前にされた免許証の書換え交付の申請に係る免許証の書換え交付及び同日前にされた免許証の再交付の申請に係る免許証の再交付については、改正後の鳥取県建築士法施行細則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 改正前の鳥取県建築士法施行細則第2号書式（以下「旧様式」という。）による免許証は、新規則第2号書

式（以下「新様式」という。）にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

- 4 この規則の施行の際現に旧様式による免許証の交付を受けている2級建築士又は木造建築士は、それぞれ新様式による免許証又は2級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書（以下「免許証明書」という。）の交付の申請をすることができる。この場合において、当該申請は、新規則第5条第1項又は第10条の10第1項の規定による免許証又は免許証明書の書換え交付の申請とみなす。

鳥取県しっかり守る農林基盤交付金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第27号

鳥取県しっかり守る農林基盤交付金交付規則の一部を改正する規則

鳥取県しっかり守る農林基盤交付金交付規則（平成21年鳥取県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「削除項」という。）を削り、同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（交付金の額）</p> <p>第3条 各市町村に交付する本交付金の額は、次条第2項の個別最低保証額と第5条第2項の個別調整交付額の合計額とし、<u>対象事業ごとにそれぞれ対象経費の額（当該対象経費の額のうち受益者が負担する額がある場合において、次に掲げる場合に該当するときは、対象経費の額から受益者が負担する額を除いた額）に2分の1を乗じて得た額以内とする。</u></p> <p>（1）<u>市町村負担率（対象経費の額のうち、市町村が負担する額の占める割合をいう。）が、市町村交付金時負担率（鳥取県市町村交付金条例の一部を改正する条例（平成21年鳥取県条例第18号）による改正前の鳥取県市町村交付金条例による交付金の交付を受けて実施した対象事業（以下「市町村交付金事業」という。）に係る対象経費の額のうち、市町村が負担した額の占める割合をいう。）未満の場合</u></p> <p>（2）<u>市町村交付金事業を実施しなかった場合であって、受益者負担率（対象経費の額のうち、受益者が負担する額の占める割合をいう。）が2割を超えるとき。</u></p> <p>（最低保証額）</p> <p>第4条 最低保証額（市町村が対象事業を実施する場</p>	<p>（交付金の額）</p> <p>第3条 各市町村に交付する本交付金の額は、次条第2項の個別最低保証額と第5条第2項の個別調整交付額の合計額とし、<u>それぞれ対象経費の額に2分の1を乗じて得た額以内とする。</u></p> <p>（最低保証額）</p> <p>第4条 最低保証額（市町村が対象事業を実施する場</p>

合において、当該市町村に対して最低限保証する交付金をいう。以下同じ。)の総額は、次のいずれか低い額とする。

(1) 予算で定める本交付金の総額に10分の9を乗じて得た額

(2) 略

2及び3 略

(本交付金の精算払)

第17条 総合事務所長は、前条第2項の規定による通知を行った後、2週間以内に当該通知による本交付金の交付額(以下「確定額」という。)から第13条第1項の規定による本交付金の概算払の額(以下「概算額」という。)を差し引いた額(以下「差引額」という。)が零を上回る場合にあっては差引額を当該交付決定市町村に支払い、差引額が零を下回る場合にあっては概算額から確定額を差し引いた額を当該交付決定市町村に請求するものとする。

様式第1号(第6条関係)

年度しっかり守る農林基盤交付金年度
事業実施予定調書

1 略

2 事業内容

種別 ・ 項目	数量	単価	事業 費	工種 別負 担率	内 訳			整 備 理 由	備 考
					県交 付金 額	市町 村費	その 他		
		円	円	%	円	円	円		
合 計									

注1 工種別負担率は、市町村交付金事業に係る対象経費の額のうち市町村が負担した額の占める割合

合において、当該市町村に対して最低限保証する交付金をいう。以下同じ。)の総額は、次のいずれか低い額とする。

(1) 予算で定める本交付金の総額に10分の8を乗じて得た額

(2) 略

2及び3 略

(本交付金の精算払)

第17条 前条第2項の規定による通知(以下「交付額確定通知」という。)を受けた交付決定市町村長は、総合事務所長に本交付金の支払を請求するものとする。

2 前項の規定による本交付金の支払請求額は、交付額確定通知による本交付金の交付額から第13条第1項の規定による本交付金の概算払の額を差し引いた額とする。

3 総合事務所長は、第1項の規定による適正な請求を受けた日から2週間以内に本交付金を支払うものとする。

様式第1号(第6条関係)

年度しっかり守る農林基盤交付金年度
事業実施予定調書

1 略

2 事業内容

種別 ・ 項目	数量	単価	事業 費	県交 付金 額	市町 村費	整 備 理 由	備 考
合 計							

を記載すること。

2 工種別負担率の実績がわかる資料を添付すること。

様式第2号(第7条・第9条関係)

年 月 日

職 氏 名 様

申請者 職 氏 名 印

年度しっかり守る農林基盤交付金交付申請書

年度しっかり守る農林基盤交付金の交付を受けた
いので、鳥取県しっかり守る農林基盤交付金交付規則
第7条(第9条)の規定により、下記のとおり申請し
ます。

記

対象事業の内容及び事業費 (単位:円)

事業 種別	数量	事業 費	工種 別負 担率	内 訳			備考
				県交 付金	市町 村費	その 他	
合計							

注1 工種別負担率は、市町村交付金事業に係る対象
経費の額のうち市町村が負担した額の占める割合
を記載すること。

2 必要に応じて、工種別負担率の実績がわかる資
料を添付すること。

様式第3号(第9条関係)

年 月 日

職 氏 名 様

申請者 職 氏 名 印

年度しっかり守る農林基盤交付金変更交付申請書

年 月 日付第 号による交付決定に係る 年
度しっかり守る農林基盤交付金について、下記のと

様式第2号(第7条・第9条関係)

年 月 日

職 氏 名 様

申請者 職 氏 名 印

年度しっかり守る農林基盤交付金交付申請書

年度しっかり守る農林基盤交付金の交付を受けた
いので、鳥取県しっかり守る農林基盤交付金交付規則
第7条(第9条)の規定により、下記のとおり申請し
ます。

記

対象事業の内容及び事業費 (単位:円)

事業 種別	数量	事業 費	内 訳			備考
			県交 付金	市町 村費	その 他	
合計						

様式第3号(第9条関係)

年 月 日

職 氏 名 様

申請者 職 氏 名 印

年度しっかり守る農林基盤交付金変更交付申請書

年 月 日付第 号による交付決定に係る 年
度しっかり守る農林基盤交付金について、下記のと

り変更したいので、鳥取県しっかり守る農林基盤交付金交付規則第9条の規定により申請します。

り変更したいので、鳥取県しっかり守る農林基盤交付金交付規則第9条の規定により申請します。

記

記

1 略

1 略

2 対象事業の内容及び事業費 (単位：円)

2 対象事業の内容及び事業費 (単位：円)

事業 種別	数量	事業 費	工種 別負 担率	内 訳			備考
				県交 付金	市町 村費	その 他	
合計							

事業 種別	数量	事業 費	内 訳			備考
			県交 付金	市町 村費	その 他	
合計						

注 変更前の事業費等を、()書で上段に記載すること。

注1 変更前の事業費等を、()書で上段に記載すること。

2 工種別負担率は、市町村交付金事業に係る対象経費の額のうち市町村が負担した額の占める割合を記載すること。

3 必要に応じて、工種別負担率の実績がわかる資料を添付すること。

様式第4号(第14条関係)

様式第4号(第14条関係)

年 月 日

年 月 日

職 氏 名 様

職 氏 名 様

申請者 職 氏 名 印

申請者 職 氏 名 印

年度しっかり守る農林基盤交付金実績報告書

年度しっかり守る農林基盤交付金実績報告書

年 月 日付第 号による交付決定に係る事業の実績について、鳥取県しっかり守る農林基盤交付金交付規則第14条の規定により、下記のとおり報告します。

年 月 日付第 号による交付決定に係る事業の実績について、鳥取県しっかり守る農林基盤交付金交付規則第14条の規定により、下記のとおり報告します。

記

記

1 対象事業の内容及び事業費 (単位：円)

1 対象事業の内容及び事業費 (単位：円)

事業 種別	数量	事業 費	工種 別負 担率	内 訳			備考
				県交 付金	市町 村費	その 他	

事業 種別	数量	事業 費	内 訳			備考
			県交 付金	市町 村費	その 他	

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 10%;">合計</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table> <p>注1 <u>交付決定における事業費等を（ ）書で上段に記載すること。</u></p> <p>2 <u>工種別負担率は、市町村交付金事業に係る対象経費の額のうち市町村が負担した額の占める割合を記載すること。</u></p> <p>3 <u>必要に応じて、工種別負担率の実績がわかる資料を添付すること。</u></p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; margin-top: 10px; text-align: center;">略</div>	合計								<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 10%;">合計</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table> <p>注 <u>交付決定における事業費等を（ ）書で上段に記載すること。</u></p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; margin-top: 10px; text-align: center;">略</div>	合計							
合計																	
合計																	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、様式第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県しっかり守る農林基盤交付金交付規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に交付する本交付金について適用し、施行日前に交付した本交付金については、なお従前の例による。